

厚生労働省告示第七十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。ただし、平成二十二年三月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十二年三月五日

厚生労働大臣 長妻 昭

別表を次のように改める。

別表

注1 局は、薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十一条第一項に規定する日本薬局方に収載されている医薬品であることを示す。

注2 は、品名の次に括弧書によつて医薬品製造販売業者名の略称を加えたことを示す。

注3 麻は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬であることを示す。